

座間市教育委員会 11月定例会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 教育長報告

5 案 件

(1) 議案

ア 座間市教育委員会職員の人事について

イ 教育関係予算案に関する意見の申出について

ウ 「豊かな心を育むひまわりプラン」改訂委員会設置要綱

(2) 協議

郷土資料館整備について

(3) 報告

県費負担教職員の任用について

6 閉 会

座間市教育委員会 11月定例会議事運営要領

日 時	令和3年11月10日(水) 午前9時30分
場 所	座間市役所5階 教育委員会室
会 期	令和3年11月10日 1日間
前回定例会 年 月 日	令和3年10月13日
会 議 録 署 名 委 員	小井田委員 北村委員
経 過 報 告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	40	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
2	41	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長
3	42	「豊かな心を育むひまわりプラン」改訂委員会設置要綱	教育指導課長

No.	協議番号	協 議 事 項 名	説明者
1	6	郷土資料館整備について	生涯学習課長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者
1	12	県費負担教職員の任用について	学校教育課長

経 過 報 告

令和3年11月10日定例会

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席教育委員等
10月13日	水	定例教育委員会	教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員
10月16日	土	市青少年創意くふう展覧会表彰式	教育長
10月19日	火	学校施設視察	教育長
10月21日	木	県市町村教育委員会連合会研修会	教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員
10月21日	木	第34回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議	教育長
10月23日	土	中学校体育祭	教育長
10月25日	月	第3回第五次座間市総合計画策定本部会議	教育長
10月27日	水	姉妹都市スマーナ市協定締結30周年記念式典(オンライン)	教育長
10月27日	水	第4回第五次座間市総合計画策定本部会議	教育長
10月30日	土	東中学校創立50周年記念式典	教育長、馬場委員、北村委員
11月1日	月	防災講演会	教育長
11月1日	月	学校訪問C(座間中学校)	教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員
11月2日	火	小学校運動会(入谷小学校)	教育長
11月2日	火	学校訪問C(ひばりが丘小学校)	教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員
11月3日	水	市制施行50周年記念式典	教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員
11月4日	木	教育支援委員会	教育長
11月5日	金	市中学校総合文化祭 展示部門	教育長
11月5日	金	学校訪問C(西中学校)	教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員
11月8日	月	学校訪問C(立野台小学校)	教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員

議案第41号

教育関係予算案に関する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙の教育関係予算案に関し、異議のない旨を申し出ることについて議決を求める。

令和3年11月10日提出

座間市教育委員会

教育長 木島 弘

提案理由

令和3年度座間市一般会計補正予算について提案するものである。



座財発第67号
令和3年11月4日

座間市教育委員会
教育長 木島 弘 殿

座間市長 佐藤 弥 斗



令和3年座間市議会第4回定例会に提案する令和3年度座間市一般会計補正予算のうち教育に関する事務に係る部分に関する意見聴取について（協議）

このことについて、令和3年座間市議会第4回定例会に提案する令和3年度座間市一般会計補正予算のうち教育に関する事務に係る部分の議案を作成するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、意見聴取します。

事務担当
企画財政部 財政課 財政係
内線 3332, 3333

令和3年度12月債務負担行為補正資料

○ 変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
文化会館大規模 修繕設計委託料	令和4年度から 令和5年度まで	106,370	令和4年度から 令和5年度まで	119,130

(変更理由) 音響ホールという特殊な機能をもつ施設であることから、実績のある設計事務所から参考見積を取得したところ、通常の改修設計では想定できなかった調査業務等が生じたため。

議案第42号

「豊かな心を育むひまわりプラン」改訂委員会設置要綱

「豊かな心を育むひまわりプラン」改訂委員会設置要綱を別紙のとおり制定することについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定に基づき臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和3年11月10日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

「豊かな心を育むひまわりプラン」の改訂に当たり改訂委員会を設置するため、その設置要綱を制定することについて提案するものである。

「豊かな心を育むひまわりプラン」改訂委員会設置要綱

(目的)

第1条 第五次座間市総合計画及び座間市教育大綱との整合を図りながら、座間の教育がめざす「豊かな心を育むひまわりプラン」を改訂するに当たり、広く意見を求めるため、「豊かな心を育むひまわりプラン」改訂委員会（以下「改訂委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 改訂委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 令和4年度内を目途に「豊かな心を育むひまわりプラン」を改訂するため広く意見聴取すること。
- (2) 現行の豊かな心を育むひまわりプラン及び座間市総合計画、座間市教育大綱に基づいて意見聴取すること。
- (3) その他前2号に関する事項

(組織)

第3条 改訂委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 改訂委員会に検討委員会を置く。検討委員会は、改訂委員会が指示した事項について検討し、その結果を改訂委員会に報告する。
- 3 検討委員会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。

(改訂委員会の運営)

第4条 改訂委員会には委員長と副委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 会議の招集及び進行は、委員長が行う。
- 3 委員長に事故のあるときは、副委員長が代理を勤める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(検討委員会の運営)

第5条 検討委員会に委員長を置く。

- 2 委員長には、教育指導課長を充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 会議の招集及び進行は、委員長が行う。
- 6 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。(オブザーバー)

(任期)

第6条 改訂委員会及び検討委員会の委員の任期は、2年間とする。

(事務局)

第7条 改訂委員会及び検討委員会の庶務は、教育指導課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

	所 属 等	人数
1	学識経験者	1名
2	教育長	1名
3	教育委員の代表	1名
4	教育部長	1名
5	小学校長の代表	1名
6	中学校長の代表	1名
7	保護者の代表	1名
8	家庭の代表	1名
9	地域の代表	1名
	合 計	9名

別表2 (第3条関係)

	所 属 等	人数
1	教育指導課長	1名
2	教育研究所長	1名
3	教育指導課指導係長	1名
4	小学校の代表	2名
5	中学校の代表	2名
	合 計	7名

協議第6号

郷土資料館整備について

郷土資料館整備について協議を求める。

令和3年11月10日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

協議理由

令和3年3月に提出された「郷土博物館整備に係る提言」を受けて、教育委員会の意見を取りまとめるため協議するものである。

1. はじめに

令和3年3月12日付で、教育長に宛てて、郷土資料館整備事業検討委員会より「郷土博物館整備に係る提言（以下「提言書」と言う。）」が提出された。この提言書は、博物館施設整備に係る基本的・一般的な事項を総括したものである。

教育委員会では、令和3年6月定例教育委員会より協議を重ね、教育委員会としての意見と合わせて提言書を市長部局へ提出する準備をしてきた。ここに附する意見書は、その成果である。

2. 常設展示について

提言書では、展示物として活用可能な資料や文化財についてまとめているが、ここでは、座間地域の歴史がもつ魅力をもつ効果的に発信する展示の方針を次のように示すものである。

常設展示とは、会期等の期限がなくいつでも見学できる展示で、郷土博物館のメッセージを常に発信することができる場である。この展示においては、個々の展示物やエピソードの羅列ではなく、それらを関連付け、流れを追うようなストーリー性をもたせることで、見る人の感動を呼び起こし、より強い印象を与えることができる。

このような展示全体のイメージを表したのが、資料1「常設展示イメージ図」である。この図では、座間の発展が、古くは旧石器時代に台地上へ人が定住したことに始まり、相模川によって形成された沖積平野へ広がり、近代に入って相模野台地上へと移っていくストーリーを大きくとらえることができる。また、年代・テーマによって、三つのストーリーに区切っており、「常設展示ストーリー相関図」では、各ストーリーの構造について図示した。個々の展示が持つストーリーを知ること、郷土の歴史全体への理解が深まるのである。

なお、「ストーリー2」で展示する「郷土の先人たち」は市内小中学校で用いられる副読本でも取り扱われており、郷土博物館における展示も併せて活用することで、学習効果の向上が期待できる。また、困難な時代に郷土座間をより良くしようとして活動した先人たちや「幼年会」の志を示すことで、シビックプライドを持つ人々の姿を広く市民に伝えることができる。

3. 「1 (4) なぜ博物館が必要なのか」について

郷土博物館設置の必要性として、郷土への愛と誇りを育む郷土学習の充実について非常に効果的であることが挙げられる。

具体的には、「2. 常設展示について」にて述べたように、先人たちの事績や志のストーリーを常設展示することで、座間ならではの形で市民へ郷土愛について伝え、また、学校教育と連携することで学習効果の向上を図ることができる。

4. 「3 (1) ア 施設の延べ床面積」について

延べ床面積として、3, 300㎡が提案されているが、財政的負担が過大となる恐れがある。この規模は、半分の1, 500㎡ほどにすることが現実的だと思われる。なお、学芸員の調査研究スペースは、展示施設と別の場所へ設置しても運用することができる。

また、収蔵庫の面積は、現有資料全てと将来増加する資料を収納するものとして計算されているが、現有資料を調査・整理して、特に大きい資料などは半分程度まで削減する必要がある。このことによって、必要となる収蔵庫の面積を削減し、施設の規模を小規模にまとめることが可能となる。資料の廃棄については慎重に判断するべきであるが、廃棄基準を整備し、学芸員資格のある者が選別することで実施可能であると考えられる。

5. 「3 (2) ア 学芸員の配置」について

必要十分な人数を配置することが望ましいが、「4 (6) ボランティアの導入」にあるようにボランティアを活用することで、学芸員を効率よく配置することができる。

6. 「3 (4) 建設費」について

公共施設再整備の取組の中で活用可能となる空き施設の再利用や統合への参加、あるいは公園・複合施設等の他施設に併設するなどして、建設費を抑えるべきであると思われる。

7. 「4 (1) 郷土博物館整備後の組織」について

資料の収集や調査・研究、展示公開、市民との連携といった郷土博物館がもつ社会教育施設としての価値を維持向上させせる業務を安定して継続するためには、提言書にあるように、運営は市直営であることが望ましい。

なお、行政発掘と学術発掘は制度上は別であるものの、兼ねることは可能であると考えられる。

8. 「4 (3) 展示」について

常設展示は、本意見「2. 常設展示について」にあるように、ストーリー性を重視した構成にすることが効果的であると考えられる。

また、見学者が観るだけでなく、自ら考える・選択する・動作するなどのことを促すような仕掛けを用意することで、見学者がより楽しみ、学習効果の向上も図ることができると考えられる。

9. 「4 (6) ボランティアの導入」について

意欲のあるボランティアの参加を得られることは郷土博物館の運営にとって極めて重要であり、学芸員とボランティアが協働することで、郷土博物館そのものを育てていくという志向性が望ましい。

なお、ボランティアの候補としては、専門的知識をもつ市民や、公民館等を拠点とし郷土史を研究するグループ、ガイドボランティア団体との連携が考えられる。

10. おわりに

教育委員会として、提言書に附する意見は以上である。

平成8年の座間市歴史民俗資料館解体以来、独立した施設としては長らく存在していなかった博物館施設をどのように整備するべきであるか、提言書としてまとめられたことはひとつの成果である。しかし、達成すべき結果へと至る道は長く険しく残されている。

次の一歩へと進む上では、市長部局の御理解も不可欠なものである。提言書およびそれに附する本意見がその一助となり、郷土博物館整備を推進する礎となることを願ってやまない。

令和〇年〇〇月〇〇日

座間市教育委員会